

国内初

横浜市と株式会社みずほ銀行で「外国人起業活動促進」に向けた連携協定を締結  
～外国人スタートアップが起業しやすいまち・横浜 に向けて～

横浜市では、市内における外国人の起業活動を促進するため、国から外国人起業活動促進事業（スタートアップビザ）の実施団体としての認定を受け、「横浜市スタートアップビザ」制度を運用しています。

このたび、起業活動に不可欠である法人口座の開設において、かねてより協力いただいていた株式会社みずほ銀行（頭取：加藤 勝彦）と、継続的な外国人の起業促進に向けた連携・協力を目的に、令和7年3月28日付で協定を締結しました。

本協定に基づき、横浜における外国人が起業しやすい環境を官民で連携し整えることで、外国人起業家の集積を図り、グローバルなスタートアップ・エコシステムの形成につなげていきます。

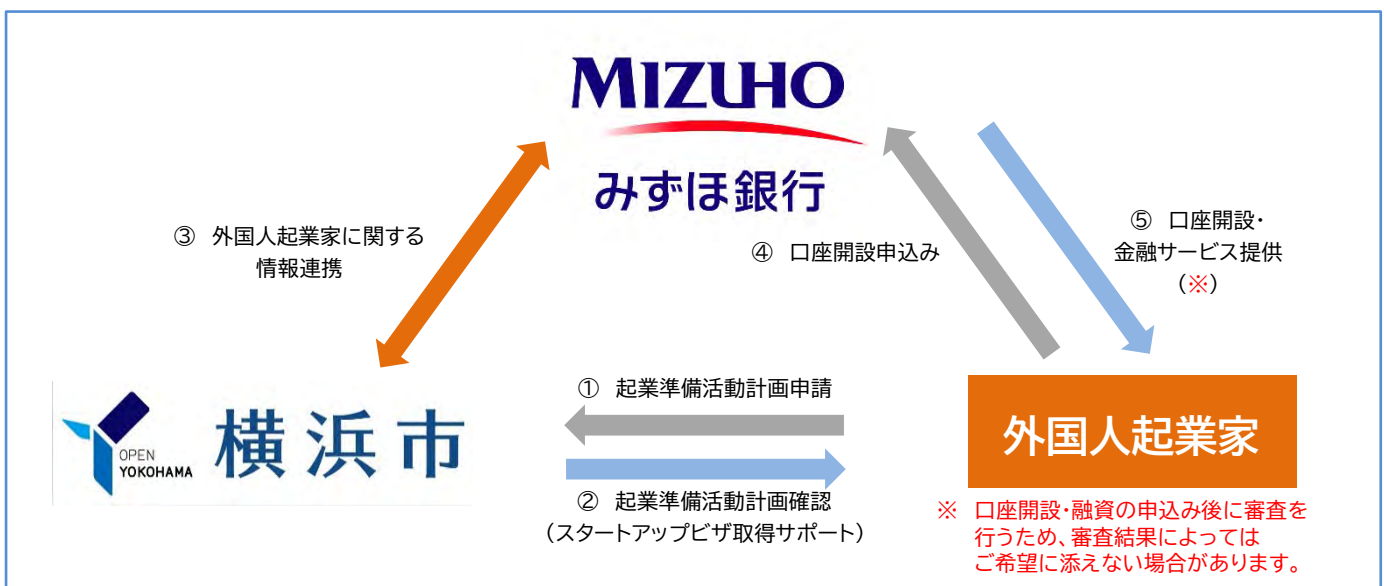
なお、本事業に特化した金融機関との連携協定は、国内初の取組です。

## 1. 主な連携内容

- (1) 横浜市内における外国人起業家の法人口座開設に関すること
- (2) 外国人起業家による中小企業融資制度利用に関すること
- (3) その他、横浜市内における外国人の起業を促進すること

※詳細は別紙「協定書」をご参照ください。

## 2. 協定における取組イメージ



裏面あり



GREEN × EXPO 2027  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

### 3. 本協定締結の意義

外国人起業家の起業や事業展開は、言葉及び日本の商習慣等、様々な障壁を乗り越える必要があり、金融機関での口座開設は特に高い障壁と捉えられています。

本事業の運用が全国に拡充される中、今般の横浜市とみずほ銀行による本協定の締結は全国に先駆けた先行的な取組であり、外国人起業活動を官民一体で促進することで、日本の産業の国際競争力強化、国際的な経済活動の拠点の形成を目指していきます。

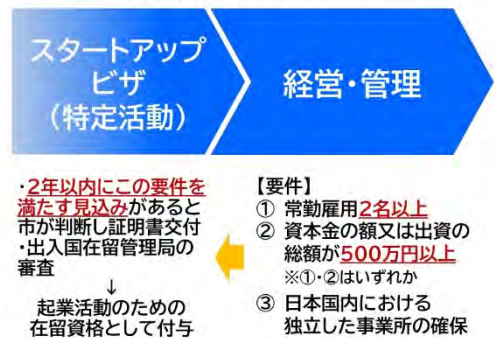
#### 【参考】外国人起業活動促進事業(スタートアップビザ)について

外国人が「経営・管理」の在留資格の認定を受けるには、地方出入局在留管理局への申請時に、事業所の開設、職員雇用及び資本金の額等の要件を満たすことが必要です。

本事業では、横浜市が外国人起業家の「起業準備活動計画」を確認し、上記要件を2年以内に満たす見込みと判断した場合に、「確認証明書」を発行します。

この確認証明書を地方出入国在留管理局に提出し審査を受けることで、**最長2年間の在留資格「特定活動」**が付与され、**日本において起業活動を行うことが可能**となります。

在留資格取得フローのイメージ



【参考】横浜市スタートアップビザ(横浜市 WEB サイト)

[https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/sougyo/venture/yokohama\\_suvisa.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/sougyo/venture/yokohama_suvisa.html)



#### お問合せ先

【外国人起業活動促進事業に関すること】

横浜市経済局イノベーション推進課担当課長 倉持 知子 Tel 045-671-2576

【株式会社みずほ銀行の事業に関すること】

株式会社みずほ銀行 広報室 Tel 03-5252-6574

※本件は、横浜経済記者クラブにも同時発表しています。

別紙あり



GREEN×EXPO 2027  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



## 別紙【協定書】

### 外国人起業活動促進に関する協定書

横浜市（以下「甲」という。）と株式会社みずほ銀行（以下「乙」という。）は、甲・乙間で連携し、「外国人起業活動促進事業（横浜市スタートアップビザ）」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、相互に連携・協力すること（以下「本目的」という。）について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

#### （連携協力事項）

第1条 甲及び乙は、前文に規定する本目的を達成するために次の各号に掲げる事項について、相互に連携し、協力して本事業を推進するものとする。

- （1）横浜市内における外国人起業家の法人口座開設に関すること。
- （2）外国人起業家による中小企業融資制度利用に関すること。
- （3）その他、横浜市内における外国人の起業を促進すること。

#### （連携協力事項に係る取組内容）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する連携協力事項に係る取組内容について、別途協議するものとする。

#### （守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本事業の遂行上知り得た各種情報等について、原則として守秘義務を有するものとし、開示者の事前承諾なしに受領した各種情報等を第三者に漏洩してはならない。ただし、自己の役職員に開示する場合、自己の関係会社が開示する場合、または弁護士、公認会計士もしくは税理士等の専門家に開示する場合は、この限りではない。

- 2 前項にかかわらず、甲及び乙は、法令・規則等に基づき公的機関等から開示を求められた場合は、秘密情報を開示することができる。

#### （協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から令和8年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本協定の有効期間の終了する日の3か月前までに、甲又は乙いずれからも終了の申出がない場合においては、本協定は有効期間満了日の翌日を始期として更に1年間同一条件にて更新するものとし、以降についても同様とする。

#### （協議事項）

第5条 本協定に定めのない事項で問題が生じた場合又は各条項の解釈で疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

#### （協定書の変更）

第6条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、別途書面にて合意することにより変更できるものとする。

(法的拘束力)

第7条 甲及び乙は、いずれも本協定の締結により本目的の実現について何らかの義務又は責任を負うものではなく、また本協定締結後の各当事者の意思決定が何ら拘束されるものではないことを相互に確認する。

本協定の成立の証として本書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市  
横浜市長 山中 竹春

乙 東京都千代田区大手町1丁目5番5号  
株式会社みずほ銀行  
代表取締役 加藤 勝彦